

名古屋市昭和福社会館 同好会要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市昭和福社会館の同好会活動について必要な事項を定める。

(同好会要件)

第 2 条 館の同好会は、利用者が 5 人以上の自主グループで、以下に従って申請し、館が承認した団体とする。

(1) 提出書類について

同好会を設立した場合は、団体利用願（様式 3）、同好会会員名簿（様式 1）及び会の規約（同好会規約）を館に提出し承認を得るものとする。

(2) 会員数の変更及び規約の変更等があれば名簿等を修正して、その都度届け出る。

(利用方法)

第 3 条 利用については、以下のように定める。

(1) 定期利用について

利用を希望する年度の前年度 1 月下旬までに、団体利用願（様式 3）を提出するものとする。提出期限については、別途各同好会あて通知する。利用については月 2 回までとする。

ただし、令和 6 年度末時点において月 3 回以上の定期利用を行っている同好会については、令和 6 年度までの月間定期利用回数を部屋利用回数の上限とする。

年度途中で発足した同好会は、第 2 条第 1 項目による団体利用願（様式 3）の提出を含む設立によって、年度末までの定期利用日の希望を提出し、承認を得るものとする。

(2) 随時・追加利用について

利用希望については先着順とし、団体利用願 追加・振替（様式 4）を提出する。受付は利用月の前月 1 日からとする。1 日が休館日の場合は、1 日の直後の開館日とする。利用については定期利用を合わせて月 4 回までとする。

ただし、令和 6 年度末時点において月 4 回以上の定期利用を行っている同好会については、令和 6 年度までの月間定期利用回数を部屋利用回数の上限とし、原則随時・追加利用を認めない。

(3) 振替利用について

定期利用で定例の日程に祝日や年末年始等の休館等が重なり、定例の日程数で同好会活動ができず月内の別の日に部屋の利用を行う場合、または定期利用で承認を得た部屋利用の日程を同好会都合で取り消して、月内の別の日に部屋の使用を願い出る場合を、振替利用と呼ぶ。

振替利用希望については先着順とし、団体利用願 追加・振替（様式 4）を提出する。

受付は利用月の前月 1 日からとする。1 日が休館日の場合は、1 日の直後の開館日とする。利用については定期利用を合わせて月 4 回までとする。

(4) 部屋利用の取り消しについて

定期利用、随時・追加利用、または振替利用で承認を得た部屋利用の日程を同好会都合で取り消す場合は、代表者または代表者の代理人より会館に連絡をするものとする。連絡は電話、窓口での申し出を問わない。

(5) 部屋について

利用できる部屋については、集会室（1・2・3）・多目的室（1・2・3）・囲碁室（1・2）のいずれかとする。

ただし、館の事業、行事及び講座の利用が優先するため、利用できない場合がある。

(6) 私物・ごみの持ち帰りについて

同好会活動に使用する私物や生じたごみは、許可を得たもの以外は、館内に置いたままにせず、持ち帰りを原則とする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月から適用する。